

## 所得制限額

本人				
全部支給	扶養親族の数 0人 190,000円	1人 570,000円	2人 950,000円	3人 1,330,000円
一部支給	扶養親族の数 0人 1,920,000円	1人 2,300,000円	2人 2,680,000円	3人 3,060,000円

※4人目移行は1人増すごとに380,000円を加算

※特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族は1人につき150,000円、老人扶養1人につき100,000円を加算

孤児の養育者・配偶者・扶養義務者			
扶養親族の数 0人 2,360,000円	1人 2,740,000円	2人 3,120,000円	3人 3,500,000円

※4人目以降は1人増すごとに380,000円を加算

※老人扶養親族1人につき60,000円(扶養親族が老人扶養のみの場合、2人目以降に加算)

※所得から控除できるものは次のとおりです。

社会保険料相当額	受給者80,000円	受給者(養育者)、扶養義務者等 80,000円
障害・勤労学生控除	受給者270,000円	受給者(養育者)、扶養義務者等 270,000円
特別障害控除	受給者400,000円	受給者(養育者)、扶養義務者等 400,000円
寡婦(夫)控除	受給者控除なし	受給者(養育者)、扶養義務者等 270,000円
寡婦特別加算控除	受給者控除なし	受給者(養育者)、扶養義務者等 80,000円

※雑損、医療費、配偶者特別、小規模企業共済等掛金は控除相当額